

三次市立君田小学校生徒指導規程

第1章 総則

この規程は、三次市立君田小学校で学校教育を受ける児童の人格の完成と健やかな成長を願い、小学校6年間での見通しをもった指導について、共通理解、共通実践を図るために規程するものである。

(目的)

第1条 この規程は、三次市立君田小学校の教育目標を達成するためのものであり、本校児童が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 指導内容について

1 学校生活に関すること

(登下校)

第2条 登下校については、次のことを指導する。社会の一員として、交通安全ルールを守り、登下校をする。

(1) 通学班

- ①通学班での登下校を原則とする。通学班の編成や通学路は各地域によって決定し、変更がある場合は速やかに学校に連絡する。
- ②集合時刻、交通ルール、歩道でのマナーを守り、定められた通学路を通過して登下校を行う。

(2) バス通学

- ①バス通学券を大切にす。 (紛失・破損の場合、再発行は難しくなる)
- ②乗務員さんや出会った人には挨拶をする。
- ③車内では静かにして、周りの人に迷惑をかける。
- ④運転に支障が起るようなことは絶対にしない。

(3) 徒歩通学

- ①遅刻をしないように、ゆとりを持って家を出る。
- ②交通ルールを守って、事故にあわないようにする。
- ③特に横断歩道を渡る際は、信号機が青であっても右左右とよく確認して渡る。
- ④登下校のとき、出会った人には挨拶をする。

(4) 特別な事情で、車で登校する場合は、

体育館の前で車から降りる。ケガや体調不良等で保護者に送迎してもらう場合は、職員玄関前で乗降車をする。通院等により、遅れて車で登校した場合は、必ず職員室に声をかけて教室に向かう。

(登校・遅刻・欠席・早退・外出)

第3条 登校・遅刻・欠席・早退・外出については、次のことを指導し、望ましい生活習慣づくりをするために、登下校等に関する規程を定める。

(1) 日課の開始

日課の開始は、8時15分。それまでに登校していない場合は「遅刻」と見なす。

(2) 欠席の場合

欠席の場合、児童の安全確保の視点から、できるだけ朝の早い段階で保護者が欠席の理由を学校に連絡する。始業から10分経過(8時25分)までに連絡がない場合、担任等が電話等で確認する。

(3) 理由不明の欠席について

保護者が理由を明らかにしない欠席があった場合は、担任等が保護者と連携を図る。それ以上続く場合、教育委員会と連携を図って、個別支援の体制を取っていく。

(4) 早退の場合

早退の場合は必要に応じて、保護者が早退の理由、時刻、早退時の下校方法(送迎する人や下校手段等)を予め学校に連絡する。

(5) 外出の場合

特別な理由がない限り、原則、登校したら校外には出ない。

(頭髪)

第4条 頭髪については、次のことを指導する。学習活動や運動等の教育活動の妨げとならない清潔で自然な髪形や長さとする。

(1) 髪形

肩や目にかからない髪の長さとする。肩にかかる場合は、黒、紺、茶色のゴムで束ねる。装飾されたピンやリボンを使用しない。

(2) 染色・脱色・着毛・整髪料・パーマ・アイロン・そりこみ・髪を結う・不自然な髪型等は禁止する。

※改善が見られない場合、現状の回復を図るため

保護者と連携を図り、特別な指導を行う。

(化粧・装飾・装身具・不要物・所持品)

第5条 化粧・装飾・装身具・不要物については、次のことを指導する。

- (1) 口紅（色付きリップクリームを含む）マスカラ等の化粧品類を使用しない。
- (2) マニキュア等の爪や皮膚への装飾をしない。
- (3) ピアス、指輪、ネックレス、ブレスレット、サングラス、カラーコンタクト、ミサンガ等の装身具をつけない。
- (4) 眉毛のそり落とし、眉毛の加工をしない。
- (5) 個人所有の携帯電話や情報通信機器の持ち込みを禁止とする。
- (6) 学校での学習活動に必要でないものは、持参しない。（「不要物」は「君田小学校のきまり」に記述したものによる。）
 - 飲み物を持参する場合は、お茶か水に限る。飲み物は水筒に入れること。ペットボトルの持ち込みは禁止する。
 - 不要物の違反があった場合は、学校で預かり、原則として学期末の懇談等で保護者に返す。ただし、菓子類は没収し、廃棄する。
 - 化粧をしている場合は洗うなどして落とす。
- (7) 上記に関する指導に従わない場合や、事実が重大な場合には、保護者と連携し、特別な指導を行うなどの対応をする。
- (8) 所持品には必ず名前を書く。
- (9) お金は必要な時以外は持って来ない。やむを得ず持って来た場合は、朝会時に担任に預ける。

(服装・身なり等)

第6条 制服等、身なりについては、次のことを指導する。校内外の学習活動及び登下校時（休業日を含む）は、学校が定める制服（服装）を正しく着用する。

(1) 制服

君田小学校規定の制服（イートン型男女兼用服…色は紺色。シングルまたはダブルとする。）を着用する。

(2) シャツ

- ① カッターシャツ、ブラウスまたはポロシャツ（半そで・長そで、色は白）
- ② ①のシャツを着用し、シャツ出しはしない。

(3) ズボン・スカート

- ① ズボン
紺色の長ズボンまたは半ズボンを着用する。
- ② スカート
紺色のひだのあるつりスカートを着用する。スカート丈は、起立した状態で膝が隠れる程度の長さとする。

(4) 靴下

靴下は、紺色、白色、黒色の靴下とする。ルーズソックスや色柄の入っているものは禁止とする。（ワンポイントは可能）

(5) 通学靴

- ① 運動しやすい靴とする。登下校や学習で使用することから機能的なシューズを使用する。
- ② 雨天時や降雪時は、長靴を使用してもよい。

(6) 上履き・体育館シューズ

本校指定のものを使用する。

(7) 冬季（11月～3月）の防寒対策について

- ① ベスト・セーター等
冬季には防寒対策として、制服上着の下に「紺色・黒色のベストまたはセーター等（制服の裾からはみ出さない、また袖は手首より短いもの）」を着用してもよい。
- ② タイツ・タートルネック等のインナー
冬季には防寒対策として、スカートの下に「紺色・黒色のタイツ」を、ポロシャツの下にタートルネック等のインナーを着用してもよい。ただし、体育の授業時においてハーフパンツや半袖を着用する場合は、タイツやタートルネック等のインナーを着用しない。
- ③ ウインドブレーカー等、防寒着
冬季通学時の防寒対策として、制服の上に防寒着を着用したり、マフラー、ネックウォーマー、耳あて等を使用したりしてもよい。ただし、登下校の交通安全に支障のないものとし、教室内では着用しない。

(8) 登校用帽子

登下校時は、黄色帽子を着用すること。

(9) 体操服

本校指定の体操服とし、原則夏季は半袖・ハ

ーフパンツ, 冬季は長袖・長ズボンを着用する。健康上の理由がある場合は, 保護者が学校へ連絡をする。

(10) 水着

水泳学習の時には, 水泳帽・スクール水着(ラッシュガードの使用は可)・ゴーグルを着用する。詳細については事前に保護者に連絡する。健康上の理由がある場合は, 保護者が予め学校へ連絡をする。

※(1)～(10)について違反があった場合は, 保護者と連携を図ると共に特別な指導を行う。

2 生徒指導

第7条 安心・安全な学校づくりを進めるため, 次のことを指導する。

(1) あいさつ・言葉づかい

- ①校内や登下校において, お互いに気持ちの良いあいさつ, 会釈をする。
- ②授業や行事・集会等では, 礼儀正しく大きな声で挨拶をする。
- ③職員室や保健室に入るときは, きちんと礼をし, 用件をしっかりと伝える。
- ④学校生活の場面で, 言葉づかいに注意し, 適切で丁寧な言葉づかいをする。

(2) 授業

- ①時刻(チャイムの合図)を守る。
- ②授業時の挨拶, 返事, 言葉遣いを大切にする。
- ③その他, 学習については, 決められた学習ルール等を守る。

(3) 休憩時間

- ①学校の外や, 立ち入り禁止場所には行かない。
- ②校内放送は静かに聞く。
- ③特別教室や, 他の教室には, 勝手に入らない。
- ④廊下等, 校内では走らない。階段から跳んで降りない。
- ⑤学校の施設や道具, 草花や樹木を大切にする。
- ⑥グラウンドや体育館, 遊びのルールを守る。
- ⑦整理整頓をする。(靴箱, 机, ロッカー, 掃除道具入れ, 掲示物等)

(4) 給食

給食着, 帽子, マスクを着用し, 手洗いを十分行うなど, 衛生面に注意して給食当番を行う。

(5) 掃除

掃除は, 学校の環境を整える学習活動の一つである。時間いっぱい丁寧に掃除をする。

(6) 保健室利用

- ①体調がすぐれない場合, 保健室を利用することができる。利用時間は, 1時間程度として, 体調の回復が見込めない時は, 学校から保護者に連絡する。
- ②度重なる保健室の利用の場合, 保護者に連絡し, 医療機関への受診を勧める。
- ③虐待が疑われる場合は, 客観的な状況を把握し, 学校より関係機関に通告し連携して支援する。

※虐待…身体的・心理的・性的虐待, ネグレクト, または, 虐待が疑われる場合。

※ネグレクト…保護者としての監護を著しく怠る等, 疑われる場合。

(7) 教育相談

学校は, 児童生徒, 保護者から, 体罰・セクハラ等に関わる相談があった場合, 個人情報に留意して, 相談窓口の担当者が速やかに対応する。また, 教育相談の希望があった場合, ことも応援センター等の教育相談員やスクールカウンセラー等と連携を図る。

(8) その他

- ①放課後, 忘れ物をして校舎に入る場合は, 職員室で許可を得てから入る。
- ②学校内の施設設備, 備品等を破損した場合や発見した時は, 職員室に届け出る。故意の破損については, 原則として, 修復費の全額または一部を保護者負担とする。場合によっては, 関係機関と連携を図る。
- ③卒業生や部外者の学校敷地内への無断立ち入りは禁止する。用事のある場合は, 職員室へ連絡する。学校の敷地内に入り, 指導したにも関わらず, 校外に移動しない場合, 関係機関と連携する。

第3章 校外での生活に関すること

(校外での生活)

児童は, 法令・法規を遵守して生活すると共に, 時と場に応じたルールやマナーを守ること。

なお、本章については、保護者責任の観点から、その指導内容も記載する。

本章の指導は、学校・家庭・関係機関が連携を取り指導する。指導を繰り返す児童については、特別な指導を行う。

第8条 校外の生活については次のことを指導する。

(1) 児童だけの校区外・市外への外出は禁止

①原則として、児童だけで校区外へ遊びに行かない。校区外在住の児童生徒宅に遊びに行く場合は、両方の保護者がそのことを認知し、各家庭において十分な安全指導を行うものとする。

②原則として、児童だけで校区外へ遊びに行かない。児童だけで親戚等の家を訪れる際には、保護者がそのことを認知し、家庭において十分な安全指導を行うものとする。

(2) 児童だけの店舗・娯楽施設への入店は禁止（コンビニエンスストア・スーパーマーケット・ショッピングセンターなどの小売店、カラオケボックス、ゲームセンター、インターネットカフェ、ボーリング場、マンガ喫茶、ビデオ取扱店、映画館、大型店舗内のゲームコーナー、レンタルビデオ取扱店等）

※児童だけで上記の店舗等を訪れる際には、保護者がそのことを認知し、家庭において十分な安全指導を行うものとする。

(3) 児童だけの外泊や夜間徘徊禁止

①原則として、児童だけの外泊は禁止とする。児童だけで外泊を行う場合は、保護者がそのことを認知し、各家庭において十分な安全指導を行うものとする。

②保護者は、夜間（午後9時から翌日午前5時までの時間）児童を外泊させないようにする。

③保護者は、広島県青少年育成条例により、娯楽施設の利用にあたっては、同伴の場合であっても、夜間の利用はさせないようにする。

(4) 情報通信機器

本市では、学校への個人所有の携帯電話の持込を原則禁止されている。携帯電話等の情報通信機器については、家庭でのルールづくり、夜

間の携帯電話の保管場所の設定、情報通信機器（パソコン・ゲーム機等）のフィルタリングに努める。

※携帯電話やスマートフォン等の様々な情報通信機器により、SNSやオンラインゲーム等で、いろいろなトラブルや犯罪に巻き込まれる小中学生が増加しています。判断力のまだまだ弱い小中学生が携帯電話等を持つことについては、保護者の方の責任において「子ども任せにしない」ように管理の徹底をお願いします。

(5) 危険箇所への立ち入り

①児童は、危険箇所や立ち入り禁止場所、廃屋、池・河川等に立ち入らない。

②保護者は、立ち入り禁止場所や廃屋、廃工場、よその家の敷地(庭)、排水路、池・河川等危険が予想される場所に児童を立ち入らせないようにする。

(6) 交通ルールについて

①児童は、道路交通法を遵守して生活する。

②保護者は、自転車の二人乗り等、児童が道路交通法に違反しないようにさせる。

③自転車に乗る時は、必ずヘルメットを着用する。

(7) 自転車の乗車について

①自転車乗車範囲は、低学年は家のまわり、中学年は地域内、高学年は校区内とする。

②自転車への乗車は、児童が安全に乗ることができるかと保護者が判断した場合に許可する。

第4章 特別な指導に関すること

(特別な指導)

「社会で許されないことは、学校においても許されない。」ことであり、児童が起こした問題行動を反省させ、事後よりよい学校生活を送るために自己を振り返り、適切な行動ができるよう指導する。

(問題行動への特別な指導)

第9条 問題行動への特別な指導として、問題行動を起こした児童には、教育上、必要と認められる場合は、特別な指導を行う。但し、発達段階や

常習性も配慮し指導を行う。

(1) 法令・法規に違反する行為

- ①窃盗・万引き・占有物離脱横領
- ②喫煙・飲酒
- ③暴力・威圧・強要行為
- ④公共建造物・備品等器物損壊
- ⑤交通違反
- ⑥刃物等所持
- ⑦性に関するもの
- ⑧薬物乱用等
- ⑨その他の法令・法規に違反する行為

(2) 学校の規則等に違反する行為

- ①暴力行為(対教師・児童間・対人・器物損壊)
※相手に外傷等がなくても有形力の行使が暴力行為となる場合もある。(体当たりや腕で突く等)

- ②喫煙・飲酒及び準備行為(購入・所持・行為同一場所滞在)

③いじめ

定義「一定の人間関係にある他の児童等が心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)を行い、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」

- ④登校後の無断外出、無断早退
- ⑤指導に従わない(指導無視・暴言・授業エスケープ・授業中の無断立ち歩き・授業妨害行為等)
- ⑥携帯電話の持込み
- ⑦学習等に必要のない不要物持込み
- ⑧不正行為(テスト等のカンニング等)
- ⑨家出及び深夜徘徊
- ⑩金品強要
- ⑪情報機器等を介した誹謗中傷の書き込み
- ⑫その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為。

(問題行動等で学校のきまりに違反する行為への具体的な対応)

第10条 次のような問題行動等が生じた場合、原則、次のように対応する。

(1) 授業妨害

他の児童の学習権を妨げるような行為については次のような指導を行う。

- ①担任の指導に従わず、他の児童の学習に支障を来すような場合は、担任以外の職員(生徒指導主事・教頭・校長)が、別室で個別に対応する。
- ②「なぜ、授業妨害になる行為を行うのか」本人の思いもしっかり受け止めながら、友だちの学習権を奪うことは許されないことを指導する。
- ③保護者にも来校いただき、今後に向けて、「どのような行動が望ましいのか」など、自分を振り返らせながら、協力して取り組んでいく。

(2) 怠学

怠慢で学習に取り組むことができない児童に対しては、保護者とともに改善策を考えていく。

- ①その原因となることを探っていく。
- ②学校と家庭でそれぞれできることを明確にし、学習に対する意欲が持てるように、個別に指導を行っていく。

(3) 暴言、注意無視等

ルール違反(生活や授業でのきまりが守られない)等で繰り返し注意を行っても受け入れられない児童や、注意に対しての暴言については指導する。

- ①担任以外の職員(生徒指導主事・教頭・校長)も複数で、個別に指導する。
- ②保護者にも来校を求め、指導の意図を明らかにしながら、協力して取り組んでいく。

(4) 万引き

再発防止に向けて、次のように指導する。

- ①事実確認をする。(担任・生徒指導主事・教頭・校長)
- ②教育委員会へ報告する。
- ③警察へ報告し、連携して取り組む。
- ④当該児童には、保護者と共に、万引きは犯罪行為であることを認識させ、再発防止に向けて厳しく指導する。

(5) いじめ

「一定の人間関係にある他の児童等が心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)

を行い、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じている」言動は、いじめととらえて、全面的に被害児童の立場に立って指導する。

- ①詳しく情報を収集し、事実確認を徹底する。
(担任・生徒指導主事・教頭・校長)
- ②保護者と共に、加害児童に自分の行為を振り返らせる。
- ③問題点を理解させ、「いじめ」は許されない行為であることを指導する。
- ④保護者と共に、被害児童に謝罪する場を設定する。
- ⑤自己存在感が持てるようにすると共に、それ以後、よりよい友だち関係が築けるように配慮や支援を行う。

(6) 暴力行為

相手に意図的にけがをさせたり、危害を加えたりした場合は、暴力行為とみなして指導する。

- ①児童のけがなどの安全確認を行う。(担任・養護教諭等)
- ②経過等事実確認を行う。(担任・生徒指導主事・教頭・校長)
- ③保護者と共に、暴力で解決しようとした行為について、その問題性を理解させる。
- ④保護者と共に、相手の児童に対して謝罪する。
- ⑤よりよい友だち関係が築けるように配慮や支援を行う。

(7) 器物損壊

ガラス等公共物を破損した場合は、器物損壊として指導する。

- ①児童のけがなどの安全確認をする。
- ②再発防止に向けて再度指導を徹底する。
- ③修復費の全額または一部を保護者負担とする。

(8) 不要物の持ち込み

学校に不要物を持って来た場合、児童へ指導する。「不要物」は「君田小学校のきまり」に記述したものによる。

- ①担任が一時預かりを行う。
- ②物品は保護者へ返却する。

※三次市内一斉指導により、携帯電話の持ち込みは禁止する。

(反省指導等)

第11条 指導や注意が通らない場合は、別室で指導する。特別な指導のうち、反省指導等は、次のとおりとする。ただし、発達段階や常習性も配慮し指導を行う。

(1) 説諭による指導

- ①口頭による説諭指導(短時間での指導)

(2) 学校反省指導

- ①別室による反省指導(原則5日以内)
- ②授業観察による反省指導(原則5日以内)
- ③奉仕作業による反省指導(原則5日以内)
- ④教育相談と反省指導を複合した指導
(スクールカウンセラー・こども応援センター等)
- ⑤保護者来校による授業観察指導(原則5日以内)
- ⑥学校と保護者による協議

(反省指導の実施)

第12条 反省指導の実施については、原則、学校反省とする。

(1) 反省指導は、登校させて別室で行う「別室反省指導」と通常の学校生活(授業等)で行う「授業反省指導」の2段階がある。

- ①反省指導期間中にあるテスト等は別室で受ける。
- ②反省指導期間中にある学校行事への参加は、別途協議する。

(反省指導の期間)

第13条 反省指導の期間については、次のとおりとする。

別室反省指導の期間は、概ね1日(または45分)を単位とする。発達段階や問題行動の程度、繰り返し等により指導期間を変更することがある。また、反省を促し、行動の正常化に結びつけるため、一定期間内(原則5日以内程度)に面談を実施する。

(特別な指導を実施するにあたって)

第14条 特別な指導は、児童が自ら起こした問題行動に気づき、振り返る時間を通して、その時の適切な行動は、どうすればよかったのかについて

て考える。同じ問題行動を繰り返さずに、事後よりよい学校生活を送り、人格の形成を行うためのものである。この観点から、実施にあたっては、次の事項について明確にする。

- (1) 特別な指導は、学校体制として取り組み、事実の確認、反省（振り返り）、再発防止のための具体的な約束や展望を持たせる。
- (2) 特別な指導を行うにあたっては、十分な事実確認を行い、指導記録を残す。
- (3) 特別な指導のねらいや期間、指導計画を明確にし、児童・保護者・教職員で確認する。
- (4) 法令・法規に違反する行為、いじめ、暴力行為、その他、指導を繰り返す場合は、関係機関に相談し、学校と関係機関及び保護者が連携して指導する。
- (5) 反省期間については、形式的にならないようにし、目的を明確にすると共に短期間で行う。（目安となる日数を第11条に明記）また、児童の発達の段階も考慮して効果的に行う。

（反省指導の内容）

第15条 「事実確認表」「振り返り表」「反省指導記録表」により指導する。

（規程の周知）

第16条 児童を対象とする全校集会や保護者を対象とする入学説明会、全保護者が出席する入学式、PTA総会、学級懇談会、地域懇談会等で直接説明を行う。また、ホームページでの公開や、学校に来校のない保護者には、家庭訪問や郵送等を通じて、周知の徹底を図る。

（規程の見直し）

第17条 学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえ、改めて学校の教育目標に照らして適切な内容か、現状に合う内容に変更する必要があるか、本当に必要な規定か定期的に見直しを行っていく。